

○近江八幡市一時預かり事業実施要綱

平成28年8月26日

告示第174号

改正 平成29年11月1日告示第228号

平成30年3月2日告示第34号

平成30年9月4日告示第235号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の12の規定に基づき、就学前の児童の保護者の就労形態の多様化又は疾病等により、断続的に、又は緊急に家庭での保育が困難となる場合に、児童を一時的に預かり、保育を提供する事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、近江八幡市とする。ただし、この事業の全部又は一部を市が認めた民間事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(事業)

第3条 事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）

第36条の35第2号に規定する一時預かり事業（以下「幼稚園型」という。）

(2) 省令第36条の35第3号に規定する一時預かり事業（以下「余裕活用型」という。）

2 事業の対象児童、実施施設、最低年齢、定員及び実施時間並びに実施基準は、次に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 幼稚園型

ア 対象児童 別表に掲げる認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。以下同じ。）の短時部に在籍している市内在住の3歳以上の児童とする。

イ 実施施設 別表に掲げる認定こども園とする。

ウ 最低年齢、定員及び実施時間 対象児童の最低年齢は3歳とし、定員及び実施時間は、実施施設が別に定める。

エ 実施基準 設備基準及び保育の内容は、省令第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備並びに教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。また、職員の配置は、省令第36条の35第2号ロ及びハに基づき配置すること。

(2) 余裕活用型

ア 対象児童 保育所等（認定こども園並びに法第39条第1項、法第6条の3第9項、第10項、第12項及び第13項に規定される事業を行う施設をいう。以下同じ。）に在籍していない市内在住の小学校就学前の児童とする。

イ 実施施設 別表に掲げる家庭的保育事業等を実施する事業所とする。

ウ 最低年齢、定員及び実施時間 対象児童の最低年齢、定員及び実施時間は、実施施設が別に定める。

エ 実施基準 設備基準及び保育の内容並びに職員の配置は、近江八幡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）を遵守すること。

(費用)

第4条 市長は、事業を委託して行う場合において、事業実施に必要な経費として、次に掲げる委託単価に基づき、受託者に委託料を支払うものとする。

区分		基準額	備考
幼稚園型	(1) 基本分(年間延べ利用児童数2,001人以上の施設)	(ア) 児童一人当たり日額400円	平日の教育時間前後の場合に適用
		(イ) 児童一人当たり日額400円	長期休業日における利用において8時間未満である場合に適用
		(ウ) 児童一人	長期休業日における利用において8時間以

	当たり日額 800円	上である場合に適用
(2) 基本分(年間延べ利用児童数2,000人以下の施設)	(ア) (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円(10円未満切捨て)	平日の教育時間前後の場合に適用
	(イ) 児童一人当たり400円	長期休業日における利用において8時間未満である場合に適用
	(ウ) 児童一人当たり800円	長期休業日における利用において8時間以上である場合に適用
(3) 休日分	児童一人当たり日額800円	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日における利用(8時間未満)において適用
(4) 長時間加算 I	(ア) 児童一人当たり日額150円	(1)の(ア)及び(2)の(ア)については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(1)の(ウ)、(2)の(ウ)及び(3)については8時間(以下「基準時間」という。)を超えた利用時間が2時間未満の場合に適用
	(イ) 児童一人当たり日額300円	基準時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合に適用

		(ウ) 児童一人 当たり日額 4 50円	基準時間を越えた利用時間が3時間以上の 場合に適用
II	(5) 長時間加算	(ア) 児童一人 当たり日額 1 00円	(1)の(イ)及び(2)の(イ)につい て、4時間を越えた利用時間が2時間未満 の場合に適用
		(イ) 児童一人 当たり日額 2 00円	(1)の(イ)及び(2)の(イ)につい て、4時間を越えた利用時間が2時間以上 3時間未満の場合に適用
		(ウ) 児童一人 当たり日額 3 00円	(1)の(イ)及び(2)の(イ)につい て、4時間を越えた利用時間が3時間以上 の場合に適用
余裕 活用 型		児童一人当たり 日額 2,200円	

2 受託者は、事業を実施するために必要な経費の一部を、利用料として保護者から徴収することができるものとし、利用料の基準は実施施設が別に定める。

(平29告示228・平30告示34・平30告示235・一部改正)

(受託者の書類の提出)

第5条 受託者は、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 幼稚園型

ア 一時預かり事業(幼稚園型)事業実施計画書(別記様式第1号)

イ 収支予算書(別記様式第2号)

ウ 一時預かり事業(幼稚園型)に係る運営規程

エ 利用対象児童名簿

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 余裕活用型

- ア 一時預かり事業（余裕活用型）事業実施計画書（別記様式第3号）
- イ 収支予算書（別記様式第2号）
- ウ 一時預かり事業（余裕活用型）に係る運営規程
- エ その他市長が必要と認める書類

（利用の申込み）

第6条 一時預かり事業を利用しようとする保護者は、実施施設が定める利用申込書を当該実施施設の長に提出しなければならない。

（指導、調査等）

第7条 事業の適正かつ円滑な運営を期するため、市長は、必要に応じて受託者の運営の実施状況調査及び運営の指導を行うことができる。

2 受託者は、前項による調査が行われるときは、関係資料を市に提出し、運営について指導があったときは、速やかに運営を改善するものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第8条 受託者は、事業にかかる経費を明らかにした関係書類を整備し、当該会計年度終了の日から起算して5年間保存しなければならない。

（実績報告）

第9条 受託者は、委託事業終了後20日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1） 幼稚園型

- ア 一時預かり事業（幼稚園型）事業実績報告書（別記様式第4号）
- イ 収支決算書（別記様式第5号）
- ウ その他市長が必要と認める書類

（2） 余裕活用型

- ア 一時預かり事業（余裕活用型）事業実績報告書（別記様式第6号）
- イ 収支決算書（別記様式第5号）
- ウ その他市長が必要と認める書類

（留意事項）

第10条 事業者は、一時預かり保育中に事故が生じた場合には、特定教育・保育施

設等における事故の報告等について（平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号通知）に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

（近江八幡市民間認定こども園一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の廃止）

2 近江八幡市民間認定こども園一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱（平成27年近江八幡市告示第35号）は、廃止する。

付 則（平成29年告示第228号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年告示第34号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年告示第235号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

種類	実施施設
幼稚園型	私立認定こども園
余裕活用型	小規模保育事業施設
	家庭的保育事業施設

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

近江八幡市長 あて

住 所

園 名

代 表 者

年度 一時預かり事業（幼稚園型）事業実施計画書

施 設 概 要	構 造		
	利用保育室 又は遊戯室	面積	m ²
		面積	m ²
		面積	m ²
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
年間開設日数	日		
開 所 時 間	平 日	時 分 ～ 時 分	
	土曜日	時 分 ～ 時 分	
	日曜日	時 分 ～ 時 分	
	国民の祝日	時 分 ～ 時 分	
	長期休業日	時 分 ～ 時 分	
担当保育従事者	氏 名	資格等	勤続年数
業 務 支 援 保 育 従 事 者	氏 名	資格等	勤続年数

利 用 児 童 数		3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計
	基 本 分				
	休 日 分				
	長時間加算				

※ 一時預かり保育の内容、1日の流れ等のわかるものを別途添付すること。

別記様式第2号（第5条関係）

年度 収支予算書

【収入】

（単位：円）

科目	金額	摘要
委託料		
利用料		
寄附金等		
繰越金		
雑収入		
合計		

【支出】

（単位：円）

科目	金額	摘要
賃金		
会議費		
研修費		
教材費		
消耗品費		
食料費		
光熱水費		
燃料費		
修繕費		
通信費		
保険料		
備品購入費		
合計		

※ 任意の様式による提出でも可

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

近江八幡市長 あて

住 所

園 名

代 表 者

年度 一時預かり事業（余裕活用型）事業実施計画書

施 設 概 要	構 造						
	利用保育室 又は遊戯室		面積 m ²				
			面積 m ²				
			面積 m ²				
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日						
年間開設日数	日						
開 所 時 間	平 日	時 分 ～ 時 分					
	土曜日	時 分 ～ 時 分					
	日曜日	時 分 ～ 時 分					
	国民の祝日	時 分 ～ 時 分					
	長期休業日	時 分 ～ 時 分					
利 用 児 童 数	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計
※ 一時預かり保育の内容、1日の流れ等のわかるものを別途添付すること。							

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

近江八幡市長 あて

住 所

園 名

代 表 者

年度 一時預かり事業（幼稚園型）事業実績報告書

施 設 概 要	構 造		
	利用保育室又は遊戯室	面積	m ²
		面積	m ²
		面積	m ²
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
年間開設日数	日		
開 所 時 間	平 日	時 分 ～ 時 分	
	土曜日	時 分 ～ 時 分	
	日曜日	時 分 ～ 時 分	
	国民の祝日	時 分 ～ 時 分	
	長期休業日	時 分 ～ 時 分	
担当保育従事者	氏 名	資格等	勤続年数
業 務 支 援 保 育 従 事 者	氏 名	資格等	勤続年数

利 用 児 童 数		3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計
	基 本 分				
	休 日 分				
	長時間加算				
※ 一時預かり保育の内容、1日の流れ等のわかるものを別途添付すること。					

別記様式第5号（第9条関係）

年度 収支決算書

【収入】

（単位：円）

科目	金額	摘要
委託料		
利用料		
寄附金等		
繰越金		
雑収入		
合計		

【支出】

（単位：円）

科目	金額	摘要
賃金		
会議費		
研修費		
教材費		
消耗品費		
食料費		
光熱水費		
燃料費		
修繕費		
通信費		
保険料		
備品購入費		
合計		

※ 任意の様式による提出でも可

※「教育」と「保育」

認定こども園短時部（幼稚園）の児童であっても通常の教育時間（幼稚園では教育という。）を超えて行う一時預かり事業は全て「保育」と表現する。

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

近江八幡市長 あて

住 所

園 名

代 表 者

年度 一時預かり事業（余裕活用型）事業実績報告書

施 設 概 要	構 造						
	利用保育室 又は遊戯室		面積 m ²				
			面積 m ²				
		面積 m ²					
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日						
年間開設日数	日						
開 所 時 間	平 日	時 分 ～ 時 分					
	土曜日	時 分 ～ 時 分					
	日曜日	時 分 ～ 時 分					
	国民の祝日	時 分 ～ 時 分					
	長期休業日	時 分 ～ 時 分					
利 用 児 童 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
※ 一時預かり保育の内容、1日の流れ等のわかるものを別途添付すること。							

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

別記様式第 4 号 (第 9 条関係)

別記様式第 5 号 (第 9 条関係)

別記様式第 6 号 (第 9 条関係)